氏名 (本籍) 金 普慶 学位の種類 博士(文学) 学位記番号 博 甲 第 7200 号 学位授与年月日 平成 27 年 3 月 25 日 学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当 審查研究科 人文社会科学研究科 学位論文題目 戦後民主主義と女性映画 ――アメリカ占領期の溝口健二と〈女性解放〉― 筑波大学 教 授 博士 (文学) 青柳 悦子 主 杳 筑波大学 准教授 副 杳 博士 (文学) 吉原 ゆかり 副 査 筑波大学 准教授 博士 (文学) 齋藤 一 副 杳 神戸大学 准教授 博士(人間・環境学) 板倉 史明

論文の要旨

本論文は、占領期に製作された溝口健二の映画テクスト群を同時代状況のなかに置き直し、そこに表象される女性像および〈女性解放〉のあり方を綿密に分析することで、この時期の女性映画や批評空間のなかで溝口映画がいかなる位置を占めるものであったのかを再検討するものである。

本論文の問題意識は大きく言って次の三つによって構成される。1)占領下の日本で、映画というメディアを通して作り上げられていた〈女性解放〉とはいかなるものであったか。2)戦後民主主義や〈女性解放〉が社会規範として作用するなかで、映画における女性像や女性映画というジャンルをめぐる約束事はいかなる特徴を示すようになったか。3)そうした文脈のなかで溝口の女性映画が占める位置はどのようなものであったか、またそれを検証することから、溝口映画における〈女性解放〉を再評価することは可能か。この問題意識に沿って、本論文では以下の構成によって論述を展開する。

序章

- 第1章 占領期の映画研究の批判的再検討――映画検閲・〈女性解放〉・溝口健二
- 第2章 戦後民主主義と「国民」としての女性――『女優須磨子の恋』論
- 第3章 『夜の女たち』の交差する「娼婦」たち――溝口健二の「パンパン映画」
- 第4章 「希望」を内包する「挫折」――『我が恋は燃えぬ』論
- 第5章 「姦通」の文化的享受と〈女性解放〉——『雪夫人絵図』論
- 第6章 占領期の女性映画と主体性――『西鶴一代女』におけるお春の語り

結章

序章で本論文の背景と目的を説明したあと、第1章では、占領期の映画に関する研究と、とりわけこの時期の溝口映画を分析対象とする先行研究を再検討し、そのなかでの本論文の位置づけを明らかにする。これ

までの研究では占領する者と占領される者との不均衡な力関係を図式的に指摘するに留まる傾向があったことを指摘し、本論文は、占領期の映画検閲を GHQ 側と日本の映画人とのあいだの相互作用的なプロセスとして捉える立場に立つことを明らかにする。一方、占領期の溝口映画に対する否定的な価値評価が、男性批評家たちが形成する二元論的な基準に拠るものであることに注意を喚起し、再検討の必要を説く。

第2章から第6章までは、それぞれ溝口の製作した女性映画を1作ずつ取り上げて論じる。

第2章では溝口の『女優須磨子の恋』(1947年)を、同じく松井須磨子を題材とした衣笠貞之助監督による『女優』(同年)と比較することで、溝口が掴めなかったとされる戦後民主主義の要点とは何であったのかを検討する。このために民主主義啓蒙映画のモデルであったハリウッド映画『キュリー夫人』を参照し、善悪の二元論や、進化論的歴史観に基づく単純な理想像の提示、女性間の優劣を前提とする成功した近代女性像の称揚などが民主主義啓蒙映画の提要となっていたことを指摘し、こうした二元論的世界観に亀裂を入れるものとして、むしろ異なる価値観を持つ多様な女性たちが溝口映画では描かれていることを評価する。

第3章では占領期の「パンパン」問題を取り上げた『夜の女たち』(1948年)を対象として、溝口がどのように映画検閲への対応を工夫しながら独自の主張をもつ作品を作り上げたのかを、資料調査とフィルム分析を通して明らかにする。占領軍の CIE (民間情報教育局) 資料から当時の映画に求められていた要素を析出したうえで、この映画が、踏切という形象を利用しながら、CIE の意図とは逆に「娼婦」と「堅気」の婦人とのあいだの交差 (クロッシング)を繰り返し映像化していることに注目する。さらに女性解放を称揚しながら快楽の対象として映画のなかの女性を消費しようとする男性映画観客のまなざしを映画のなかに組み込むことで、溝口が見る者 (男性) にとって居心地の悪い作品を作り出していたことを分析する。

第4章では、自由民権運動の女性闘士を主人公に据えた『我が恋は燃えぬ』(1949年)をとりあげ、この映画が CIE の望むとおりに、民主主義建設の模範として参照すべき自国の歴史上の事例を想起するスタンスをとっていることを確認する。それゆえにこの作品が企画段階から映画完成後まで、CIE から高く評価されていたことを跡付けながら、実際の映画フィルム上では女性主人公が挫折を繰り返す人物として強調されていることを注視し、こうした描き方のなかに一元的な「進歩」観に対する溝口の抵抗を読み取る。

第5章では「姦通映画」ブームの中で製作された『雪夫人絵図』(1950年)をとりあげ、この作品が上原謙という二枚目スターの持つ「フェミニン」な男性像を誇張して利用することで、「不能な」男を創出し、夫によっても恋人男性に頼ることによっても救われない新たな構図のなかに女性主人公を置いたこと、それによって「姦通映画」の前提とする硬直した枠組みそのものを批判する映画となっていることを指摘する。

第6章では溝口が戦後のスランプを脱して作り上げた傑作として名高い『西鶴一代女』(1952年)をとりあげ、まず検閲資料を通じてこの映画のプランが早くも1947年には提示されていたことを確認するとともに、検閲をかいくぐりながら改変を重ねてきた製作過程を検証する。とくに、西鶴の原作では無名だった主人公にお春という名とともに近代的な女性主人公の地位を与え、さらに枠物語構造を通じて語り手としての主体性も付与していること、その一方で、物語内部では彼女がひたすら対象の位置に留められ「モノ」として交換されるさまが執拗に描かれていることを分析して、あえて二つの位相に女性主人公を置いた溝口の問題意識を追求する。

結章ではこの論文の成果を振り返りながら、とりわけこの論文で析出した、溝口映画における鑑賞主体の 視線の取り込みとその投げ返しによる問題提起の手法を遺作である『赤線地帯』(1956 年)においても検証 し、本論文の研究が占領期の作品だけでなく溝口研究全般にも有効に資するものであることを示す。

審査の要旨

1 批評

本論文は、これまで失敗作とされるなど概ね評価の低かった溝口健二監督の占領期女性映画の再検討を通じて、戦後占領期に喧伝された〈女性解放〉の抱えていた数々の偏りを検証するとともに、溝口映画の模索の真髄を明確に浮かび上がらせることに成功したすぐれた研究である。

戦後占領期の映画研究としては、溝口の映画作品ばかりでなく同時期に作られたほかの女性映画についても検閲の一次資料を丹念に調査することで、CIE が掲げていた具体的な方針や、検閲過程でおこなった指摘、さらにそれを受けて日本の映画人がとった対応などを立体的に浮かび上がらせ、これまでの図式的理解を超えた相互的プロセスとして映画検閲の内実を検証したことは大きな成果である。敗戦直後から日本の映画人たちが、米占領軍の検閲方針に沿いながらも、それぞれの観点で映画製作をおこなっていたさまが、一つの状況として示されたこと、そしてより具体的には、溝口の巧妙な検閲への対応の仕方が明らかになった。この作業過程で、未製作に終わった溝口作品のシナリオが見いだされ、初めて研究に組み入れられたことも意義深い。

戦後の民主主義啓蒙とりわけ〈女性解放〉について、占領軍等によって理想的とされた諸要素を明確に抽出することで、批評家からは不評に終わった溝口映画がいかなる点で標準的な基準からずれていたのかを明らかにし、当時の溝口映画がわかりにくさも厭わずに何を狙って細部まで構成されていたのかを精緻に分析して提示し得たことは、本論文の成果としてもっとも高く評価すべき点である。その背後には、先行研究の諸議論に対する入念な吟味や、理論的な参照文献の的確な援用、なによりもさまざまな次元からの映画フィルムの鋭い映像分析があり、本論文の主張を学術的に信頼できるものとしている。

とりわけ第3章『夜の女たち』論での「交差(クロッシング)」というテーマの抽出は秀逸であり、踏切というモチーフを溝口が独自の仕方で、しかも映画的強調を明らかに付しながら援用し、複雑な問題提起をおこなっていたことが検証された。また『西鶴一代女』を扱った第6章でもすぐれた論証と分析によって、題材としては古典ものとして戦後民主主義映画とは別に分類されやすいこの作品を、本論文の企図にしたがって、むしろ占領期の溝口女性映画の白眉として位置付けることが可能になった。とくにこれらの映画作品が、社会の支配的な観念や男性観客主体の偏向したまなざしを批判的に作品内に組み入れて観客に投げ返す、いわば挑発的な対話の機会として機能していることを明らかにしたことは重要であり、論者が示唆しているように、この観点から溝口映画全般を再検証することも可能だと思われる。

浩瀚な論文ではあるが、部分的には論証材料を増やして主張をさらに補強することが望まれる箇所もなく はないが、すでに十分に一貫した論旨が形成されており、欠点とするには当たらない。

2 最終試験

平成27年1月11日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本 論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致 で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士(文学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。